

## ソフトウェア使用許諾約款

本使用許諾約款（以下「本約款」）は、マークシートリーダー「QuickGradeScan」（以下「本ソフトウェア」）に関してお客様と一般財団法人未来科学研究所（以下「当所」）との間で締結される法的な契約書です。お客様が本ソフトウェアを使用をした時点で本約款の記載内容に同意いただいたものとみなし、当所とお客様との間で本契約が有効に成立するものとします。

### 第1条（使用許諾）

- お客様は本ソフトウェアライセンス1単位につき、特定の1台のコンピューターにインストールして、本約款および当所の定める仕様書に従い使用することができます。
- 本ソフトウェアの利用は、日本国内に限ります。

### 第2条（再許諾）

お客様は、本ソフトウェアをお客様自身の事業のためにのみ使用することができます。本ソフトウェア製品をお客様以外の第三者へ再許諾・貸与等することはできません。

### 第3条（目的外使用の禁止）

お客様は、お客様自身の事業の目的（以下「本目的」）でのみ本ソフトウェアを使用することができ、本目的以外に本ソフトウェアを使用できません。

### 第4条（対価）

- お客様は、本ソフトウェアの使用制限を解除して使用を希望する場合は、本約款および当所の定める仕様書に基づく本ソフトウェア利用の対価として、次のとおりライセンス登録料を当所に支払います。

ライセンス登録料：39,800万円（1端末あたりの認証登録料）

- お客様が本ソフトウェアをダウンロードし、前項の対価を支払った時点で、当所はお客様が本ソフトウェアを試用し、所定の仕様どおり稼働することを確認したとみなし、いかなる場合も当所はお客様に支払金を払い戻すことはありません。

### 第5条（権利帰属）

本ソフトウェアに係る著作権その他の知的財産権（以下「著作権等」）は、当所および開発者に帰属します。本約款によって、本ソフトウェアの著作権や商標権などの知的財産権が、当所からお客様へ移転することはありません。

### 第6条（禁止事項）

お客様が、当所の書面による事前の承諾なく下記の行為を行うことを禁止します。

- 本ソフトウェアを他の媒体へ複製し、第三者に譲渡・貸与すること

- (2) 本ソフトウェアをネットワークサーバーにインストールし、複数の端末から当該ネットワークサーバーにアクセスして使用すること
- (3) 本ソフトウェアを改変すること
- (4) 本ソフトウェアを他のソフトウェアと組み合わせること。
- (5) 本商品に含まれるトレードマーク、権利表記等の表示を削除するなど外観の変更
- (6) 本ソフトウェアのリバースエンジニアリング等のソースコード解析作業
- (7) 本ソフトウェアの解析結果を公表または第三者に開示すること
- (8) その他本約款および当所の定める仕様書で許諾された範囲を超えた本ソフトウェアの使用。

#### 第7条（保守）

本約款は、本ソフトウェアを本約款および当所の定める仕様書に従って利用することを許諾するものです。本ソフトウェアに関するサポートサービス、あるいは追加サービスを希望される場合、別途、契約を締結する必要があります。

#### 第8条（監査）

お客様は、本ソフトウェアの利用期間中、当所から本ソフトウェアの利用状況についての報告を求められたときは、当所に対し、速やかに書面にてその旨を報告するものとします。

#### 第9条（免責事項）

1. 当所は、本ソフトウェアが第三者の知的財産権を侵害していないことを保証いたしません。
2. 当所は、本ソフトウェアが当所の指定した環境下で当所の定めた仕様書に従って稼働することのみを保証し、お客様が本ソフトウェアを使用する目的への適合性について一切の保証をいたしません。当所は、マークシートの塗りつぶしが適切でなかった場合も含む本ソフトウェアの不適切な使用法によって生じた事象、および本ソフトウェアで出力された結果を活用したことに伴う事象について、いかなる責任を負いません。

#### 第10条（契約の解除・損害賠償）

1. お客様が本約款の条項に違反し、当所が違反の是正を催告した後、10日以内に是正されなかった場合、当所は本契約を解約し、お客様に対する本ソフトウェアの使用許諾を終了させることができます。併せて、当所はお客様に損害の賠償を請求することができます。
2. 前項またはその他の事由で本契約が終了した場合、お客様は本契約終了日の1週間以内に本ソフトウェア（複製物を含む。）を廃棄するものとし、その旨を証明する文書を当所に差し入れるものとします。
3. 前項またはその他の事由で本契約が終了した場合でも、第6条、第9条ないし第11条、および第14条は、有効に存続するものとします。

#### 第 11 条（責任の制限）

1. 当所は、債務不履行、不法行為その他いかなる法的原因に基づく場合であっても、故意または重過失によりお客様に損害を与えた場合にのみ賠償責任を負うものとします。
2. 当所に賠償責任が認められる場合の損害賠償の範囲は、本ソフトウェア利用の対価（ライセンス登録料）を上限とし、かつ損害賠償の対象となる行為から直接かつ通常生ずべき損害に限られ、逸失利益の損害、機会損失等の間接損害は含まれないものとします。

#### 第 12 条（本約款の改訂）

1. 本約款は、事前の連絡・合意なく、変更することがあります。
- 2 本約款を変更する場合には、当所ホームページへの掲載その他当所が適切と考える方法により、変更内容および変更時期をお客様に周知することといたします。また、変更後も本ソフトウェアを継続的に使用された場合は、お客様は変更内容に同意されたものとみなします。ただし、法令に別段の定めがある場合を除きます。

#### 第 13 条（協議）

本約款に規定されていない事項については、お客様および当所は、誠意をもって協議するものとします。

#### 第 14 条（管轄裁判所等）

本約款は、日本国法に準拠するものとします。

- 2 本約款に関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を管轄裁判所として処理するものとします。

以上